

**野菜・花き・果樹・きのこの等の栽培を
始めたい、規模拡大を図りたい**

農業・林産物生産者の組織する団体（任意組織、法人、JA等）が園芸作物・特
用林産物等の新規栽培や規模拡大を行う場合、支援しています。

○園芸特産重点強化整備事業（市町村振興総合補助金）（地域振興課）

事業実施主体	内 容	補助率
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業協同組合 ・ 全農宮城県本部 ・ 農業法人 ・ 特定農業団体 ・ 農協園芸特産関係 部会 ・ 任意組合（3戸以 上） 	<p>【事業対象品目】 「みやぎ園芸特産振興戦略プラン」に 掲げる重点振興品目</p> <p>【事業内容】 生産の低コスト化及び高付加価値化並 びに契約取引の推進等により、産地の構 造改革を実施し、園芸特産物の生産・出 荷拡大を図るために必要な施設・機械等 の整備</p> <p>【補助対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 栽培用施設・附帯設備、育苗施設・ 機械 ② 省エネルギー化機械・装置 ③ 低コスト化機械・装置 ④ 高品質安定生産機械・装置 ⑤ 農産物被害防止機械・装置 ⑥ 選別・調整、加工用機械・装置 ⑦ その他園芸振興において特に必要 な機械 ⑧ 産地強化の体制整備及び販売促進 に向けた取組に必要な経費 	<p>補助対象事業費 の1/3以内 （補助金が500 千円以上の事業 が対象）</p>

○みやぎの園芸法人ステージアップ事業（園芸推進課）

（１）企業的園芸等施設整備型

事業実施主体	内 容	補助率
県内に本店を有する農業法人（株式会社、特例有限会社、合名会社、合資会社、合同会社及び農事組合法人）	<p>【事業内容】 先進的園芸技術導入による生産性向上や生産から出荷までの拠点づくり、地域の雇用創出など企業的経営の取り組みに必要な施設等の整備</p> <p>【主な事業要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規雇用を1人以上又は年間延べ200日以上確保すること ・先進技術等の導入により、目標年（概ね3年後）までに、年間販売金額が1千万円以上増加すること ・対象となる総事業費が概ね3千万円以上であること 	補助対象経費の1/2以内 補助金上限額25,000千円

（２）付加価値創造支援型

事業実施主体	内 容	補助率
県内に本店を有する農業法人（株式会社、特例有限会社、合名会社、合資会社、合同会社及び農事組合法人）	<p>【事業内容】 先進的園芸技術導入による生産性向上や加工・業務用野菜の契約栽培による安定供給、土地利用型大規模園芸における機械化一貫体系による効率化、新商品開発や新しいサービスによる経営の多角化</p> <p>・高付加価値化などの取組に必要な機械等の整備</p> <p>【主な事業要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加工・業務用向けや契約栽培等の取組により、目標年（概ね3年後）までに、年間販売金額が5百万円以上増加すること ・対象となる総事業費が概ね1千万円以上であること 	補助対象経費の1/2以内 補助金上限額10,000千円

○大規模園芸経営体育成事業（アグリビジネス・チャレンジ支援事業）
（園芸推進課）

事業実施主体	内 容	補助率
<p>宮城県内で園芸生産を行っており、売上高の増大を目指す農業法人等であり、大規模園芸経営体育成事業実施計画を作成し、知事の認定を受けたもの。</p> <p>* 農業法人等とは、会社法で定められた株式会社・有限会社・合名会社・合資会社・合同会社、農業協同組合法で定められた農事組合法人及び認定農業者を指す。</p>	<p>【事業実施計画の要件】</p> <p>①事業導入年の過去3か年の年間販売金額（売上高）が1億円未満であること。</p> <p>②事業導入後、目標年次（3期後）の年間販売金額（売上高）が3千万円増加しかつ1億円を上回ることが見込まれること</p> <p>③雇用者が1名以上増加すること。</p> <p>④事業対象品目は、みやぎ園芸特産振興戦略プラン（平成28年3月策定）に掲げる重点振興品目（産地改革品目及び地域戦略品目）とする。</p> <p>※ 事業要件は、要綱改訂等により変更になる場合がある。</p> <p>【補助対象事業の内容】</p> <p>①補助対象経費：知事の認定を受けた大規模園芸経営体事業実施計画の達成に必要な先進的技術を有する機械や施設等の取得又は整備に要する経費。</p> <p>②採択予定件数：2件程度</p>	<p>補助対象経費の1/2以内、補助金限度額60,000千円</p>

○山の幸振興総合対策事業（市町村振興総合補助金）（林業振興課）

事業実施主体	内 容	補助率
<p>・市町村が適当と認める団体</p>	<p>【事業内容】</p> <p>きのこ等特用林産物の生産販売に必要な施設機械等の整備や新規商品開発及び講習会など技術の習得</p> <p>【補助対象】</p> <p>①基盤整備（栽培地・作業道）</p> <p>②生産・加工流通施設整備</p> <p>③新規加工品開発</p> <p>④パッケージデザイン開発</p> <p>⑤新商品の生産（原材料費を除く）</p> <p>⑥技術の習得</p> <p>⑦GAP 認証の取得</p>	<p>補助対象事業費の1/3以内</p>

○ 林業・木材産業循環成長対策交付金（林業振興課）

事業実施主体	内 容	補助率
<p>中核森林組合、林業者等の組織する団体、地域材を利用する法人 等</p>	<p>【事業内容】 特用林産物の生産基盤の強化や作業の効率化等特用林産物の活用体制の整備を行う。</p> <p>【補助対象】 特用林産振興施設等の整備</p> <p>【主な事業要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1事業費はおおむね 300 万円以上であること。 ・ 受益範囲において、当該特用林産物の生産量もしくは生産性、生産コストの目標が原則として都道府県の目標値以上であること。 ・ 5年以上の期間、地域の木材を年間概ね 100 m³（竹材は概ね 30t）以上利用する木材安定取引協定を締結すること。 	<p>補助対象事業費の 1/2 以内</p>

○園芸作物サプライチェーン構築事業（園芸推進課）

事業実施主体	内 容	補助率
<p>・ 生産者、実需者、又は流通業者、関係機関で構成されるグループ</p> <p>・ 上記グループの構成組織（※）</p> <p>※農業法人、3戸以上の農家で組織される組織、農業協同組合、全国農業協同組合連合会宮城県本部、実需者、流通業者（みなし大企業を除く）</p>	<p>【事業内容】 地域農業を牽引する生産者、実需者又は流通業者、関係機関で構成されるグループがサプライチェーンを最適化する取組とあわせた生産拡大を通じて、競争力の高い園芸産地を形成するための推進事業や施設、機械の取得・整備の支援。</p> <p>○連携推進費：グループが認定を受けた「園芸作物サプライチェーン強化計画」に基づき行う推進活動費（栽培研修会開催経費等）</p> <p>○体制整備費：「園芸作物サプライチェーン強化計画」に基づき、グループの各構成機関等が整備・導入する施設・機械導入経費</p>	<p>○連携推進費： 定額補助（補助上限額 2, 500 千円以内）</p> <p>○体制整備費： 補助対象事業費の 1/2 以内（補助上限額 25, 000 千円以内）</p>

	<p>【主な事業要件】</p> <ul style="list-style-type: none">・グループ及びその構成機関が取り組む、最長2か年分の「園芸作物サプライチェーン強化計画」の認定（※）を受け <p>ること。</p> <p>※計画採択要件</p> <ul style="list-style-type: none">・対象品目が「みやぎ園芸特産振興戦略プラン」に掲げる重点振興品目であるか、今後において重点品目に指定される見込みがある、有望品目であること。・計画実施後、目標年次（最長3年後）までに生産量及び販売額が基準年度比110%以上かつ1,000万円以上増加すること。・目標年次の販売数量のうち、契約販売の比率が10%以上となること。・事業期間内の総事業費が概ね1,000万円以上であること。	
--	--	--

○強い農業づくり総合支援交付金〔産地基幹施設等支援タイプ〕
(園芸推進課)

事業目的	内容	補助率
産地競争力の強化	<p>消費者・実需者のニーズに対応した安定供給体制の構築及び生産・流通コストの低減を図るための生産技術高度化施設、集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設等の整備（野菜・果樹・花き）</p> <p>※ 総事業費が50,000千円以上のもの。 ※ メニューごとに定められた要件を満たすこと。</p>	補助対象事業費の1/2以内

※ なお、強い農業づくり総合支援交付金〔産地基幹施設等支援タイプ〕は、水稻・麦・大豆等の土地利用型作物や畜産物の生産・加工に関する施設整備等の対策を含めた、国の交付金です。

※ 市町村を通じた事業実施が基本となります。

○産地発展促進事業（園芸推進課）

事業実施主体	内容
宮城県内の農業協同組合、集落営農組織及びその他の営農集団 (事業内容の③のみ農業法人も対象)	<p>みやぎ園芸特産振興戦略プランで定める県戦略品目の産地発展のために必要な機械・施設の整備や体制整備の取組等に要する経費を補助するもの。</p> <p>①整備事業 装置、機械及び施設等の導入経費 補助率：1/2以内 補助上限：8,000千円</p> <p>②推進事業 ①と併せて実施する体制整備及び販売促進に向けた取組等の経費 補助率：定額 補助上限：500千円</p> <p>③ばれいしょ種苗費（新規作付分のみ） 補助率：1/2以内 ※これまでの経営面積で最も多い栽培面積から新たに増加させる栽培面積が対象。</p>

◎関連する融資制度

日本政策金融公庫資金（スーパーL資金、経営体育成強化資金）

（詳しくは「9 資金」をご覧ください。）

お問い合わせ先・相談窓口

- | | | |
|----------------|----------|---|
| ・宮城県農政部 園芸推進課 | 園芸振興班 | e-mail:engei-shinko@pref.miyagi.lg.jp
電話：022-211-2843 |
| | 先進的園芸推進班 | e-mail:engei-senshin@pref.miyagi.lg.jp
電話：022-211-2723 |
| | 流通ビジネス班 | e-mail:engei-ryutsu@pref.miyagi.lg.jp
電話：022-211-2337 |
| ・宮城県水産林政部林業振興課 | 地域林業振興班 | e-mail:rinsint@pref.miyagi.lg.jp
電話：022-211-2914 |

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 宮城県庁 10、12 階

- ・各地方振興事務所(地域事務所) 農業振興部（「11 相談窓口」を参照）